

第5回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和2年3月13日(金) 17:00～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」について

3 閉 会

(配布資料)

- 【資料1】新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾(ポイント)
- 【資料2】新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策(第2弾)を踏まえた
県の対応について
- 【資料3】新型コロナウイルス感染症対策について
- 【資料4】新型コロナウイルス感染症に関する各部局の取組(概要)

第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀雅雄	
2		副知事	鈴木正晃	
3		副知事	井出孝利	
4	総務部	部長	佐藤宏隆	
5	危機管理部	部長	成田良洋	
6	企画調整部	部長	佐竹浩	
7	避難地域復興局	局長	安齋浩記	
8	文化スポーツ局	局長	野地誠	
9	生活環境部	部長	大島幸一	
10	保健福祉部	部長	戸田光昭	
11	こども未来局	局長	佐々木秀三	
12	商工労働部	部長	金成孝典	
13	観光交流局	局長	宮村安治	
14	農林水産部	部長	松崎浩司	
15	土木部	部長	猪股慶藏	
16	出納局	局長	阿部雅人	
17	原子力損害対策担当	理事	五十嵐俊夫	
18	企業局	局長	吉田孝	
19	病院局	局長	河原田浩喜	
20	教育委員会	教育長	鈴木淳一	
21	警察本部	本部長	林学	
○	福島県感染症対策アドバイザー	県立医科大学教授	金光敬二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	保健福祉部	次長 (健康衛生担当)	高野武彦	
2	保健福祉部地域医療課	課長	三浦爾	
3	保健福祉部地域医療課	主幹兼副課長	吾妻正明	
4	保健福祉部地域医療課	主幹	本田あゆみ	
5	保健福祉部地域医療課	専門保健技師	菊地陽子	
6	保健福祉部県民健康調査課	主幹	金成由美子	

第5回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】

システム操作卓

鈴木副知事
(副本部長)

知事
(本部長)

井出副知事
(副本部長)

警察本部長 ○
 総務部長 ○
 企画調整部長 ○
 保健福祉部長 ○
 農林水産部長 ○
 出納局長 ○
 病院局長 ○
 文化スポーツ局長 ○
 観光交流局長 ○

アドバイザー
(福島県立医科大学) ○
 教育長 ○
 危機管理部長 ○
 生活環境部長 ○
 商工労働部長 ○
 土木部長 ○
 企業局長 ○
 避難地域復興局長 ○
 こども未来局長 ○
 原子力損害対策
 担当理事 ○

次長 ○
 地域医療課長 ○
 地域医療課主幹 ○
 地域医療課主任 ○
 県民健康調査課主幹 ○

報道
|
機
関
ス
ス

入口

9面マルチディスプレイ

システム機器類
(TV会議装置等)

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー 第2弾 ー (ポイント)

令和2年3月10日
新型コロナウイルス感染症対策本部

国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う(財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円)。

今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

◆感染拡大防止策

- ◆クラスター対策の専門家や地方公共団体へ派遣
- ◆介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助
- ◆露給両面からの総合的なマスク対策
 - ・ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止
 - ・布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
 - ・医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布
 - ・マスクメーカーに対する更なる増産支援
- ◆PCR検査体制の強化
 - ・PCR検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)
 - ・PCR検査を保険適用(公費補助)により引き続き自己負担なし)
- ◆医療提供体制の整備と治療等の開発加速
 - ・緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
 - ・AMED等の活用による治療等の開発加速
- ◆症状がある方への対応
 - ・傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底
- ◆情報発信の充実
 - ・政府広報等の活用等による、わかりやすく積極的な広報(典型的な臨床情報等)
 - ・在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる困りへの対応

- ◆保護者の休職取得支援等
 - ・正規・非正規を問わない新たな助成金制度の創設(10/10、日額上限8,330円)
 - ・委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方：日額4,100円)
- ◆個人向け緊急小口資金等の特例
 - ・緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口10万円→20万円、無利子、償還免除等)
- ◆放課後児童クラブ等の体制強化等
 - ・午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国費(10/10)支援
 - ・ファミリー・サポート・センター事業の利用率減免分を国費(10/10)支援
 - ・企業主導型バビシヤーカー利用者支援事業の3月の割引券上限引上げ(月24枚→120枚)
- ◆学校給食休止への対応
 - ・臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援
 - ・給食調理業者、食品納入業者、産農家等へのきめ細かい各種支援
- ◆テレワーク等の推進

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

◆雇用調整助成金の特例措置の拡大

- ・特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化(一斉休業等)、1月週及適用
- ・特別な地域における助成率の上乗せ(中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等
- ◆強力な資金繰り対策
 - ※緊急対応策関連の金融措置：総額1.6兆円規模
 - ・「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設(5,000億円規模)し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援
 - ・信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
 - ・日本政策投資銀行(DBJ)及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サブプライチエーン再編支援(2,040億円)
 - ・民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請
- ◆サブプライチエーン毀損への対応
 - ・国際協力銀行(JBIC)の「成長投資ファンドI」等の活用(最大5,000億円規模)
 - ・DBJによる国内サブプライチエーン再編支援(再掲)
- ◆観光業への対応
 - ・魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の勝客先の多角化等支援
 - ・事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討
- ◆生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

(4) 事業の変化に即応した緊急措置等

- ◆新たな法整備(令和2年3月10日閣議決定)
 - ・新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用
- ◆水際対策における迅速かつ機動的な対応
 - ・上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応
- ◆行政手続、公共調達等に係る臨時措置等
 - ・確定申告期限の延長(令和2年4月16日まで)、運転免許の更新の臨時措置等
 - ・公共工事等の柔軟対応(工期の延長等)や繰越の弾力的対応
- ◆国際連携の強化
 - ・WHO等による緊急支援への貢献
- ◆地方公共団体における取組への財政支援

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策（第2弾）を踏まえた県の対応について

保健福祉部

1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

【国の緊急対応策に基づく対応】

- ◆ 感染症防止対策、総合的なマスク対策
 - ・ 国から社会福祉施設等への配布に向け協力。
- ◆ 医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速
 - ・ 3月10日付けで帰国者・接触者外来を10箇所から25箇所へ拡充。
 - ・ 感染症指定医療機関の32床に加え、入院可能な病床として一般病床17床を確保。引き続き、拡大に向けて調整。
 - ・ 必要性を見極めながら、医療提供体制の整備に向け、国の制度の活用について調整中。
- ◆ 症状がある方（感染した方・発熱等の症状があり感染が疑われる方）への対応
 - ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療において、傷病手当金の支給を可能とする準備を市町村へ依頼。

【県独自の対応】

- ◆ 感染症防止対策、総合的なマスク対策
 - ・ 帰国者・接触者外来設置医療機関や介護施設等に対して、県で備蓄していたマスクや防護服を提供。
- ◆ PCR検査体制の強化
 - ・ 衛生研究所において、1日最大32検体(概ね16人分)の検査を行う体制から、3月9日以降1日最大48検体(概ね24人分)の検査を行う体制に拡充。
 - ・ (株)江東微生物研究所との間で、3月10日付けで検査委託契約を締結し、1日50検体(概ね25人分)の検査体制をさらに拡充。
 - ・ 今後、中核市における検査体制確立に向けた支援や医療機関との調整により順次検査件数を増加。
- ◆ 情報発信の充実
 - ・ あらゆる媒体を活用して情報発信を実施。
 - ・ 市町村との連携を図り、広報等の充実・強化を予定。

2 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

【国の緊急対応策に基づく対応】

◆ 個人向け緊急小口資金等の特例

- ・ 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付について調整。

3 事業活動の縮小や雇用への対応

【国の緊急対応策に基づく対応】

◆ 強力な資金繰り対策

- ・ 関係団体を通じて、制度を周知。

4 事態の変化に即応した緊急措置等

【国の緊急対応策に基づく対応】

◆ 新たな法整備

- ・ 新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用することに伴い、現在の福島県新型コロナウイルス感染症対策本部を法に基づく「都道府県対策本部」に位置づけ、引き続き、総合的な対策を推進。

新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型コロナウイルスエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型コロナウイルスエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画の作成等の体制整備

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
 - ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとすること
- (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (4) 発生時における**特定接種**(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの
- (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型コロナウイルスエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型コロナウイルスエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資



新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策（第2弾）を踏まえた県の対応について

商工労働部

2 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

【国の緊急対応策に基づく対応】

- ◆ 一斉休業に伴う保護者の休暇取得支援策等について、関係機関と連携し周知。
 - ・ 正規・非正規を問わない新たな助成金制度の創設。
(10/10、日額上限 8,330 円)
 - ・ 委託を受けて個人で仕事をする方も支援。
(一定の要件を満たす方:日額 4,100 円)
- ◆ 学校給食休止への対応について、関係機関と連携しながら周知。
 - ・ 給食調理業者、食品納入業者等へのきめ細かい各種支援。

【県独自の対応】

- ◆ 福島県中小企業労働相談所(雇用労政課内)において、雇用関係の各種相談に対応。
- ◆ ふるさと福島情報支援センター及びふくしま生活・就職応援センターの就職相談窓口において各種支援策の情報を提供。
- ◆ 協定に基づき社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設し、労働関係の相談に対応。
- ◆ 信用保証協会によるセーフネット4号(100%)を活用した「新型コロナウイルス対策特別資金」の創設。
 - ・ 中小企業者に対する県制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」による融資(令和元年度融資枠:50億円)。
 - ・ 令和2年度の継続的な実施を調整中。

3 事業活動の縮小や雇用への対応

【国の緊急対応策に基づく対応】

- ◆ 特例措置が拡大された雇用調整助成金について、関係機関と連携しながら周知。
 - ・ 特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化（一斉休業等）、1月遡及適用。
- ◆ 強力な資金繰り対策について、関係機関と連携しながら周知。
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設（5,000億円規模）し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援。
 - ・ 信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
 - ・ 日本政策投資銀行（DBJ）及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援（2,040億円）。
 - ・ 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請。

【県独自の対応】

- ◆ 福島県中小企業労働相談所（雇用労政課内）において、雇用関係の各種相談に対応。
- ◆ ふるさと福島情報支援センター及びふくしま生活・就職応援センターの就職相談窓口において各種支援策の情報を提供。
- ◆ 協定に基づき社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設し、労働関係の相談に対応。
- ◆ 信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)を活用した「新型コロナウイルス対策特別資金」の創設。
 - ・ 中小企業者に対する県制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」による融資（令和元年度融資枠：50億円）。
 - ・ 令和2年度の継続的な実施を調整中。

2 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

【国の緊急対応策に基づく県対応】

◆ 学校給食休止への対応

1 臨時休業中の学校給食費への返還要請、国による費用負担支援

(1) 県立学校及び市町村教育委員会に対し、学校給食費の保護者への返還について要請を行う予定。

(2) 給食中止に伴い発生する以下の費用について、国から学校給食会を通じて補助されることとなるため、学校給食会や市町村教育委員会等と連携しながら対応。

- ① キャンセルせずに購入した食材の費用、その処分費用。
- ② 発注済食材に係る違約金。
- ③ 学校給食費の返還に伴い発生する振込手数料。

2 学校給食の安全安心の確保

学校給食調理業者が衛生管理の徹底・改善を図るための職員研修や設備等の購入を行うことについて、地方公共団体が支援する事業に対し、国から学校給食会を通じて補助されることとなるため、学校給食会や市町村教育委員会等と連携しながら対応。

【県独自の対応】

1 給食調理業者、食品納入業者等へのきめ細かい各種支援

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける食品納入業者等給食関連事業者に対し、資金繰り支援や経営に関する窓口の設置等に関するパンフレット（経済産業省作成）を、県学校給食会を通じ情報を提供。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う
公立学校の休業措置等について

令和2年3月13日
教育総務課

I 公立学校における臨時的な休業措置等について

1 休業措置

- ・国を挙げて感染の拡大防止に取り組むべき状況にあること
- ・高等学校の入学者選抜をはじめとした教育上の影響を最小限に抑えること
- ・家庭や福祉事業所等の受け入れ体制にも配慮する必要があることを総合的に勘案し、次の通り対応

(1) 県立学校

3月2日から春季休業の開始日までの間を臨時休業とした。
卒業式について、感染リスクに配慮して縮小するなどして実施。
高校入試（前期選抜及び特色選抜）についても対策を行い実施。

(2) 市町村立学校

各市町村の実情に応じ、2町村は3月2日から、郡山市は3日から、その他の市町村は4日に臨時休業に入っている。

2 児童・生徒の状況

- ・保護者等の状況を考慮し、放課後児童クラブ等のほか、必要に応じ学校でも受け入れるよう要請。
- ・臨時休業中の児童生徒の状況に関する緊急調査を実施し、結果を3月12日に公表。学習や生活、健康面の課題が確認された。

[公立小中学校]

- ① 小学生の約82%、中学生の99%以上が自宅等で過ごしている。
- ② 小学校低学年の約33%が学童保育を利用。
- ③ 小学生の約2.6%を学校で受け入れ。

[県立特別支援学校]

- ① 児童生徒の半数は自宅等で過ごし、それ以外の大部分が福祉事業所等を活用、学校で過ごしているのは全体の約6%程度。
- ② 学校で過ごしている児童生徒の半数は小学部の児童生徒であり、中学部、高等部になるにつれて少なくなっている。
- ③ 学校で過ごしている児童生徒の障がい種別で比較した場合、知的障がい特別支援学校の割合が多くなっている。

II 対策会議の開催

3月4日、臨時休業に伴う課題等の把握と意見交換を図るため、こども未来局との連携のもと、小・中学校長、小中PTA及び市町村教育委員会の各代表と対策会議を開催。

以下のとおり課題を確認し、情報共有を図った。

- ① 家庭での学習やストレスを抱える児童生徒への支援
- ② 年度末まで予定していた学習内容への対応
- ③ 感染リスクに配慮した小中学校の卒業式、修了式等の実施
- ④ 修学旅行等の延期に伴うキャンセル料の発生
- ⑤ 児童クラブのスペース不足
- ⑥ 児童クラブでの消毒液・マスク不足

Ⅲ 現時点の取組

1 学習面への対応

- (1) 公立小中学校において、以下の取組で対応
県教育委員会作成「家庭学習スタンダード」「活用力育成シート」
「定着確認シート」の活用
- (2) 県立高校において、以下の課題に対し「指導関係Q & A」を作成し各校に配布。
 - ・ 時数補充、成績不振により補充が必要な生徒への対応
 - ・ 進路未決定の生徒への指導
 - ・ 国立2次試験（後期日程）受験生徒への対応 等

2 生活面・健康面への対応

- 公立小中・高等学校において以下の取組で対応
- ・ 学校から児童生徒及び家庭への定期的な連絡
 - ・ 県教育委員会配置スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等
 - ・ 「ふくしま24時間子どもSOS」などの電話相談窓口や「ふくしま子どもLINE相談」の活用
 - ・ 児童生徒の状況に関する緊急調査に基づき、3月12日に健康チェックや運動の推奨等について市町村教育委員会に通知。
 - ・ 3月12日、児童生徒に対する学校の臨時休業に関する教育長メッセージを発出。（別紙参照）

3 研修会の開催

3月16日～19日までの間、学校と地域の保健所の連携を密にするため、保健福祉部の協力を得て、公立小・中学校の担当者を対象とした各保健所職員と合同で研修会を開催予定。

Ⅳ 今後の課題

- (1) 高校入試（後期選抜）の実施
感染リスクに配慮した入試の実施
- (2) 学童保育との連携
児童生徒の受入れに当たっての学校と児童クラブ等との更なる連携
- (3) 給食の停止
給食停止に伴う児童生徒の健康への影響及び家庭の負担増
- (4) 健康面の対応
児童生徒の日常生活における心身の健康確保
- (5) 当面予定している行事について
 - ・ 感染リスクに配慮した小学校の卒業式の実施
 - ・ 新入生オリエンテーション・離任式の実施
 - ・ 修学旅行の延期、遠征や各種イベント等行事の実施の可否

以上

児童・生徒の皆さんへ

―学校の臨時休業に関する福島県教育長メッセージ―

学校が臨時休業となってから約1週間、高校生は10日となります。皆さん、どのように過ごしていますか？

新型コロナウイルスの感染拡大防止のためにはやむをえないことでしたが、入学試験や卒業式を控える年度末の重要な時期に、心の準備もままならないうちに、急に先生や友達に会えなくなっていましたね。胸が痛みます。

準備期間が短かったにも関わらず、保護者の皆様、教職員の皆さん、放課後児童クラブの運営を行う皆様など子供たちに関わる多くの方々が準備に奔走してくださり、無事に休業に入ることができました。また、臨時休業中の子供たちを、創意工夫を重ねて見守っていただいていることに心から感謝申し上げます。

児童・生徒の皆さんは、新型コロナウイルスという見えない敵、そして、いつ学校が始まるのかわからない状況に対して、不安を感じているかもしれません。特に、中学生、高校生の皆さんは、9年前の3月に似たような経験をしたことを思い出すかもしれません。

このようなときだからこそ、一人一人が何をすべきか冷静に考え、判断し、行動していくことが大切です。そして、ピンチの中からチャンスを見いだしていく前向きさを失ってはいけません。臨時休業という状況を、感染拡大の防止のみならず、学習や生活の面でも何とか有意義なものにしたものです。

まず、今は新型コロナウイルスの感染の拡大防止が最優先です。学校から今回の臨時休業の趣旨、注意事項などが伝えられていると思います。未知のウイルスであるが故に、ウェブ上には誤った情報が流れている場合もありますが、何が正しい情報かを見極め、感染拡大防止に向けて何をすべきか、何をすべきではないのかを冷静に判断してください。

次に、皆さんの心身の健康についてです。不規則な生活になっていませんか？ゲームばかりしていませんか？時々体も動かしていますか？誰かとお話できていますか？時々笑っていますか？もちろん人混みに出かけることは控えていただく必要がありますが、ジョギングや縄跳びなど可能な運動もあります。それぞれに自分と向き合ってみてください。

そして、急にできてしまった「何もない時間」を有意義に過ごす方法を考えてみましょう。普段は、学校、部活動、習い事等で忙しくしているので、急に時間ができると何をしたらよいかわからなくなりがちです。

例えば、日常生活の中で家庭のお手伝いをしてみませんか？小さくても普段できない体験活動です。家族の方とコミュニケーションをするきっかけにもなります。居場所と役割があると気持ちが前向きになります。

このような時期だからこそ、本や新聞を読んで物事を考えてみてください。今のところは県立図書館も閉館しています。団体活動はできませんが、個人利用はできます。ビブリオバトルへの参加もお待ちしております。

この機会に苦手科目を克服するのはいかがでしょうか？ふくしま学びのネットワークの前川直哉先生も提案されているように、時間が取れる時にしかできない広い範囲の復習なども考えられます。ウェブ上にも様々な無料の学習コンテンツが掲載されています。

中学生や高校生の皆さんは、自分が政治家になったつもりでテーマを決めて、友達や先生とウェブ上で議論することもできます。SDGsの中からテーマを選ぶのもよいと思います。「君が学ぶと世界が変わる」と私も思います。

なお、今回の休業のために、学年の修了や卒業などが不利になることは決してありません。授業ができなかった分をどのように補うのかについては、教育委員会や校長先生がきちんと考えてくださっています。

最後に、まわりの人たちへの心配りです。弟や妹がいれば、日常の生活が一変してしまった不安をいたわってあげてください。ご両親をはじめとした大人の皆さんも大変な苦勞をしています。自分に何ができるかを考えてみてください。新型コロナウイルスに関連して、いじめや差別があってはならないことは言うまでもありません。

普段当たり前であると思っていた日常的なものが、無くなって初めてその重要性に気づくことがあります。学校は、皆さんにとってそのようなものなのではないかと思います。

ピンチをチャンスに変えることは簡単ではありません。しかし、福島県は「チャレンジ県」としてピンチをチャンスに変えようと、この9年間皆で力をあわせ復興に取り組んできました。その蓄積を今こそ生かしましょう。

少しでも皆さんの不安が減って、有意義に過ごせること、そして、早期にウイルスの感染が終息して学校が再開し、皆さんがまた笑顔で先生や友達とともに過ごせるようになることを祈っています。

令和2年3月12日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策（第2弾）を踏まえた県の対応について

こども未来局

1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

【国の緊急対応策に基づく対応】

- ◆ 感染症防止対策、総合的なマスク対策
 - ・ 国から児童福祉施設等への配布に向け協力。

2 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

【国の緊急対応策に基づく対応】

- ◆ 放課後児童クラブ等の体制強化等
 - ・ 午前中から放課後児童クラブを開所した場合等の追加費用などの所要額調査を実施。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策（第2弾）を踏まえた県の対応について

生活環境部

1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

【県独自の対応】

- ◆ 外国人に関する情報提供
 - ・ 福島県国際交流協会ホームページにて、英語、中国語で情報提供を継続。
 - ・ 外国人住民が帰国者・接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話（電話）による通訳支援を行う（英語・中国語・タガログ語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語に対応）。
- ◆ 海外渡航者に対する情報提供
 - ・ 旅券室ホームページや旅券窓口で注意喚起情報を周知。
- ◆ 消費生活に関する情報提供
 - ・ 県内の事業者から聞き取り調査により生活必需品の需給状況を把握し、ホームページに必要な情報を掲載。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法について、ホームページ等で注意喚起。

3 事業活動の縮小や雇用への対応

【国の緊急対応策に基づく対応】

- ◆ 公共交通事業者の資金繰り支援
 - ・ 必要に応じ、新設される「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を紹介。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策（第2弾）を踏まえた県の対応について

農林水産部

2 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

【国の緊急対応策に基づく対応】

◆ 学校給食用牛乳の供給停止に伴う対策

下記の国の緊急対応策について、酪農団体等へ情報提供。

なお、本県においては、現時点では他の飲用等に仕向けており、廃棄は生じていない。

1 学校給食用牛乳向けから飲用や加工乳等向けへの仕向け変更に伴う生産者対策

① 生産者への乳代価格差への支援。

② 脱脂粉乳等に処理する工場への出荷先変更に伴う広域輸送する場合の掛増し経費への補助。

2 脱脂粉乳等の用途変更や学校給食用牛乳の処理に伴う乳業者対策。

① 脱脂粉乳等の飼料用への用途変更に伴う価格差等への支援。

② キャンセル前に製造した学校給食用牛乳の処理に伴う掛増し経費補助。

※（独）農畜産振興機構を通じて直接、生産者団体等を支援（全額国庫補助）。

3 事業活動の縮小や雇用への対応

【国の緊急対応策に基づく対応】

◆ 制度資金の特例措置

下記の国の緊急対応策について、県ホームページ等で周知。

新型コロナウイルス感染症の影響により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、実質無利子化、実質無担保等での貸付けを行う。

【例】農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）

・貸付限度額の引上げ（「600万円又は年間経営費の12分の6」から「1,200万円又は年間経営費の12分の12」）

・実質無利子化、実質無担保等での貸付け

【県独自の対応】

各種イベント・催事等の開催が中止・縮小となる中、切り花等の需要が減少していることから、県庁舎へ地元産花きを飾り、消費拡大と需要喚起を呼びかけるとともに、関係機関・団体に対し、国の「花いっぱいプロジェクト」の案内と併せ、地元産花きの飾花等を要請。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策（第2弾）を踏まえた県の対応について

土木部

1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

【県独自の対応】

◆ 感染拡大防止策

- ・ 小名浜港、相馬港で保安委員会を開催し、関係機関、関係団体と情報共有を行い、連絡体制などを確認。
- ・ 福島空港、漁港・港湾（トイレ・クラブハウス等）、公園（運動場含む）、道の駅及び県営住宅（集会場含む）など、人が集まる施設で感染症予防対策の注意喚起や県内相談窓口に関するリーフレットを掲示。（計 134 施設）

2 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

【県独自の対応】

- ◆ 工事現場における配置技術者が育児により現場を離れる必要がある場合、現場への常駐義務を緩和できる等（建設業法）の措置が国から示されたため、庁内各機関、各市町村及び建設業関係団体に周知。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策（第2弾）を踏まえた県の対応について

出 納 局

4 事態の変化に即応した緊急措置等

【国の緊急対応策に基づく対応】

- ◆ 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等
 - ・ 国の緊急対応策を踏まえ、出納局が実施する物品購入契約について、年度末の納期の変更等に柔軟に対応するため、早急に運用方針を決定。
 - ・ 各部局に対しては2月中に、納期延長に関し、物品購入事務取扱要領に基づく事務手続きについて周知。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策（第2弾）を踏まえた県の対応について

病 院 局

1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

【国の緊急対応策に基づく対応】

- ◆ 総合的なマスク対策
 - ・ 国で一括購入するマスクの配布を受け、県立病院の診療体制を継続。
- ◆ 医療提供体制の整備
 - ・ 国の支援制度を活用した人工呼吸器等の増設を検討。

【県独自の対応】

- ◆ 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化。
 - ・ 職員・・・勤務前に検温を実施。（3/6～）
 - ・ 面会者・・・入院患者への面会の禁止・制限（3/9～）
- ◆ 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施。

新型コロナウイルス感染症対策について

令和 2 年 3 月 1 3 日
福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 現状

(1) 発生状況

①国内

- ・ 国内では1月16日に初発以降、3月12日12時時点で陽性620例（空港検疫1名含む）確認（15名死亡）され、内、チャーター便帰国者は15例。
- ・ その他、国際輸送案件としてクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」の乗員・乗客では、3月11日18時時点で697名が陽性と確認（7名死亡）されている。

②県内

- ・ 県内では3月7日に初めての感染者1名が確認され、現在入院中。
- ・ クルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」乗船者の県内受入。
現在の入院者数1名
(2/26:1名退院、3/2:1名退院、3/5:2名退院、3/7:2名退院)

(2) 検査の状況

- ・ 新型コロナウイルス感染症の検査状況
疑いのある方の検査件数107件 (1/26~3/12)
→ 陽性1件、陰性106件
- ・ クルーズ船からの受入患者の検査状況
検査件数39件 (2/18~3/12実施分) →陽性24件、陰性15件

(3) 相談対応の状況

- ・ 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）
相談件数853件 (1/29~3/11)
※参考：保健所の相談対応数：3,033件 (1/29~3/11)
- ・ 「帰国者・接触者相談センター」（県内9カ所）
相談件数861件 (2/7~3/11)

2 国等の対応状況（3月6日以降）

○3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・ 第二弾の緊急対応策について3月10日の取りまとめを目指す。

○3月9日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

- ・ これまでの感染経過等を分析した内容を公表。
- ・ これまでの対策等により、国内の状況は一定程度持ちこたえている。
- ・ 症状の軽い人（特に若者）が、感染拡大に重大な役割を果たしている。
- ・ 約80%の方は他の人に感染させていないが、屋内の閉鎖空間で、人と人が至近距離で、一定時間以上交わることで患者集団（クラスター）が発生する可能性。
- ・ 感染が確認された症状がある人の内、80%が軽症、14%が重症、6%が重篤。重症化した人も約半数は回復。

○3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・ 全国規模のイベントについて、今後概ね10日間程度、これまでの取組の継続を呼びかけ。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）を決定。
 - 1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備
 - 2 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応
 - 3 事業活動の縮小や雇用への対応
 - 4 事態の変化に即応した緊急措置等

○3月10日 予備費使用を閣議決定

- ・ 緊急対応策（第2弾）に係る経費に予備費を使用（2,715億円）

○3月12日 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案が衆議院可決

- ・ 新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定を適用。

3 県の対応状況（新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針 2/27）

（1）集団発生の防止

①情報発信

- 市町村や民間団体に対して、「第3回本部員会議」で決定した「今後の方針」を通知し、感染防止のためイベント延期等と呼びかけ。
- 新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、咳エチケットや手洗いなどの感染予防対策や県主催イベントの開催中止等について発信。
- 県ホームページのトップページに新型コロナウイルスに関連した県民の関心が高い情報について掲載。
- 県内の検査結果状況(累計)について毎日ホームページ上で更新。(R2.3.6～)
- 県内の感染発生(1例目)の概要等についてホームページに記載。(R2.3.7)
- 引き続き、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、ツイッター等のあらゆる手段を活用した情報発信をしていく。

②高齢者施設等における施設内感染対策の徹底

- 高齢者施設等における面会については、「緊急やむを得ない場合を除きできる限り制限されるなど、万全の対策をとられるよう」との部長通知。(2/25)
- 高齢者施設等に対して、「感染防止対策の徹底」と「感染が疑われる者が発生した場合の対策」など、感染防止対策の徹底を部長通知(3/8)。また、市町村に対しても同様に協力依頼(3/9)。

③相談対応の強化

- 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）の回線数を3月13日（金）に3回線に増設予定。

④県内での検査体制の拡充

- 衛生研究所において3月9日（月）から1日最大48検体（概ね24人）検査を行う体制とした。
- 株式会社江東微生物研究所との間で、行政検体に係る検査委託契約を3月10日付けで締結し、3月10日から1日50検体（概ね25人）検査を行う体制とした。
- ※ 上記対応により2月27日に開催した本部会議で掲げた3月中に検査能力を3倍とするとの目標を達成した。

- 更なる検査体制の拡充に向け、中核市、医療機関及び民間検査機関における検査体制確立に向けた支援・調整を継続する。

(2) 重症者対策

①相談対応の強化（再掲）

- 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）の回線数を3月13日（金）に3回線に増設予定。

②県内での検査体制の拡充（再掲）

- 衛生研究所において3月9日（月）から1日最大48検体（概ね24人）検査を行う体制とした。
- 株式会社江東微生物研究所との間で、行政検体に係る検査委託契約を3月10日付けで締結し、3月10日から1日50検体（概ね25人）検査を行う体制とした。
- ※ 上記対応により2月27日に開催した本部会議で掲げた3月中に検査能力を3倍とするとの目標を達成した。
- 更なる検査体制の拡充に向け、中核市、医療機関及び民間検査機関における検査体制確立に向けた支援・調整を継続する。

③患者外来入院等の医療体制の確保

- 帰国者・接触者外来について、3月10日から25か所に増設した。
- 引き続き、帰国者・接触者外来及び入院病床の更なる確保について、圏域ごとに医師会や医療機関と連携して調整中。

(3) 流行期に備えた体制整備

①県内での検査体制の拡充（再掲）

- 衛生研究所において3月9日（月）から1日最大48検体（概ね24人）検査を行う体制とした。
- 株式会社江東微生物研究所との間で、行政検体に係る検査委託契約を3月10日付けで締結し、3月10日から1日50検体（概ね25人）検査を行う体制とした。
- ※ 上記対応により2月27日に開催した本部会議で掲げた3月中に検査能力を3倍とするとの目標を達成した。
- 更なる検査体制の拡充に向け、中核市、医療機関及び民間検査機関における検査体制確立に向けた支援・調整を継続する。

②患者外来入院等の医療体制の確保（再掲）

- 帰国者・接触者外来について、3月10日から25か所に増設した。
- 引き続き、帰国者・接触者外来及び入院病床の更なる確保について、圏域ごとに医師会や医療機関と連携して調整中。

新型コロナウイルス感染症対策に関する各部局の取組【概要】

◆ 総務部

- 県政広報媒体を活用し注意喚起。
- 県公式ホームページトップで新型コロナウイルス感染症関連情報を提供。
- 私立学校等へ注意喚起。
- 総務省関係情報を市町村へ情報提供。
- 都内の開催予定のイベント中止。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、職員が通勤混雑を避けることができるよう臨時的な時差出勤を実施。
 - ・実施時期：令和2年2月28日～同年3月31日まで
 - ・対象者：公共交通機関で通勤する知事部局職員
 - ・実施内容：出勤時刻（7：00～10：00）の4パターン
- 感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について全庁に通知（3/2）
- 工事及び業務の一時中止措置について、3月15日までの期間を3月19日まで延長する旨を通知（3/12）
- 3月30日実施予定の退職者辞令交付式、4月1日実施予定の新採用職員辞令交付式の中止。

◆ 危機管理部

- 消防庁関係情報を各消防本部へ通知。
- 各消防本部及び危機管理部関係団体へ注意喚起。
- 各消防本部に傷病者への対応の具体的手順の再徹底を図るよう通知。
- 感染拡大防止の観点から、県主催のイベント等に係る開催基準策定。（2/27）

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットラインに、県の現状・対策、具体的な課題等を把握して報告。
- 県内プロスポーツチーム等への注意喚起。
- 福島ファイヤーボンズ福島県スペシャルマッチ（Bリーグ公式戦：2/22（土）～23（日））における感染症対策の実施。
- Jヴィレッジへ注意喚起。
- 統計調査員に対し、リーフレット、Q&Aを添付して注意喚起の通知（3/2）。

◆ 避難地域復興局

- 生活再建支援拠点等の避難者支援団体に注意喚起。

◆ 文化スポーツ局

- NPO法人等関係団体へ注意喚起。
- オリ・パラ大会に向けた新型コロナウイルス感染症に係る政府・競技団体間のネットワーク窓口を設置(2/13)
- 文化センター、アクアマリンふくしま来館者及び(公財)福島県体育協会を通じた各競技団体への注意喚起。
- 第13回声楽アンサンブルコンテスト全国大会の中止(2/28)。

◆ 生活環境部

- 福島県国際交流協会ホームページで注意喚起。
- 各市町村国際交流担当へ関係情報を周知。
- 在中国県人会等関係団体へ外務省関係情報を周知。
- 旅券室ホームページ(海外渡航情報)で注意喚起。
- 各旅券窓口にて外務省発表情報を掲示。
- 一般社団法人産業資源循環協会及び市町村等に「感染性廃棄物の適正処理に関する注意点等(環境省通知)」を周知。
- 福島県バス協会及びタクシー協会へ注意喚起。
- トイレットペーパー等の品不足について、事業者へ聞き取り調査を実施(3/2)し、冷静な対応への呼びかけを県ホームページに掲載(3/4)。
- JR常磐線全線開通記念式典(3/14)及び環境創造センターにおけるコミュタンフェスティバル(3/29)の中止。

◆ 保健福祉部

- 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、(公財)福島県生活衛生営業指導センターへ関係患者発生時の協力を依頼。
- 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、(公財)福島県生活衛生営業指導センターへ注意喚起及び感染が疑われる宿泊者への対応等の通知。(2/7)
- 高齢者施設、障がい者施設、児童施設等へ注意喚起。
- 高齢者施設等における面会については、「緊急やむを得ない場合を除きできる限り制限されるなど、万全の対策をとられるよう」との部長通知(2/25)
- 県備蓄マスク(一般10万枚、医療3,300枚)を「帰国者・接触者外来」を担う医療機関へ提供。(2/10)
- 各看護師等養成所、各医療関係職種養成施設へ情報提供と注意喚起。(2/6)
- 社会福祉法人、施設等に対する監査及び実地指導の中止。
- 福祉サービス第三者評価調査者継続・向上研修の中止。(3/12)

- 各火葬場経営者に対し、新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体の火葬等の取扱いについて通知（2/28）。
- 新型コロナウイルスの検体検査料について、3/6 から公的医療保険の適用対象となる旨、市町村、国保連合会等関係機関へ通知（3/5）
- 飲食店営業者等へ衛生環境激変対策特別貸付制度に新型コロナウイルス感染症が適用となることを周知（3/5）。
- 高齢者施設へのマスク配布 600 枚（3/9）
- 高齢者施設等に対して、「感染防止対策の徹底」と「感染が疑われる者が発生した場合の対策」など、感染防止策の徹底を部長通知。（3/8）また、市町村に対しても同様に協力依頼。（3/9）

◆ こども未来局

- 認可保育所等関係施設等へ注意喚起。
- 母子寡婦父子福祉資金における生活資金（生活安定及び失業に係る貸付）の貸付が可能である旨各市町村及び各保健福祉事務所へ周知（一時的に就労収入が減少ケース）。（3/2）
- 放課後児童クラブの利用を希望する方へ広く受け入れる体制を整えるよう各市町村へ通知。（3/3）
- 放課後児童クラブ受け入れ状況の現地確認を実施。3月12日現在、21市町村、80クラブを確認。（3/13）

◆ 商工労働部

- 各商工会議所等関係団体へ注意喚起。
- 福島県職業能力開発協会（技能検定試験会場）へ注意喚起。
- 県内企業への影響を調査。
- 国の緊急対策（日本政策金融公庫緊急貸付）と共に利用できる県制度資金（緊急経済対策資金（外的変化対応資金））を紹介。
- 雇用調整助成金の特例措置を周知。
- 福島労働局開設の相談窓口を県 HP により周知。（2/19）
- 福島県中小企業労働相談所（雇用労政課内）にて、雇用関係の各種相談に対応。
- ふるさと福島情報支援センター及びふくしま生活・就職応援センターにて、企業説明会の中止等の影響を受ける学生等の就職活動の支援。
- 社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設（3/3）
- 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得に対する国の支援措置について情報収集し運用開始に合わせて周知を行う。
- 県立テクノアカデミーの学生を対象とした訓練を3月4日から春季休業の開始日（3月17日）までの間、臨時休業とする。
- 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化する（3/5）。

◆ 観光交流局

- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）、県旅館ホテル生活衛生同業組合への注意喚起と帰国時検疫への協力を依頼。（1/24）
- 住宅宿泊事業者へ関係患者発生時の協力を依頼。（1/24）
- 福島空港利用者へ中国語表記等で注意喚起。（1/24）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）へ旅行の中止を念頭においた慎重な判断と旅行者への働きかけを依頼。（2/13）
- 市町村観光担当へ管内観光案内所、観光協会等への注意喚起を依頼。（2/19）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）へ感染拡大防止対策の周知及び旅行者に正確な情報提供するよう依頼。（2/21、25）
- 市町村観光担当部署・県内旅行者（旅行業共同協会非加盟）・住宅宿泊事業者に対しQ & Aチラシ周知。（2/26、27）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）へ当面のイベント等の開催について必要性の検討依頼。（2/28）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）へ外務省感染危険情報の周知。（2/28, 3/3, 3/9）
- 県旅館ホテル生活同業組合と意見交換を行い、現在の厳しい状況や県への要望を把握し、部内関係課と情報共有（3/3）。
- 住宅宿泊事業者に対し、届出住宅における新型コロナウイルス感染症への対応について、流行地域を、中華人民共和国湖北省若しくは浙江省又は大韓民国大邱広域市若しくは慶尚北道清道郡に変更する旨周知。（3/4）
- 住宅宿泊事業者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する支援等について周知。（3/6）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）に対し、セーフティネット保証5号における宿泊業や飲食業などの追加指定について情報提供。（3/9）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）に対し、雇用調整助成金の特例措置の要件緩和及び小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援について情報提供。（3/9）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）に対し、イベント等の開催について中止・延期・規模縮小等の対応を継続する旨周知。（3/11）

◆ 農林水産部

- 福島県森林・林業・緑化協会等関係団体へ注意喚起。
- フォレストパークあだたら利用者へ注意喚起。
- 農業短期大学校にて学生・教職員に注意喚起。
- 部内出先機関、農林業関係団体へ、県発注工事及び業務における作業従事者等に感染者が判明した場合の報告及び工事一時中止の措置について通知（2/28）

- 福島県発注工事及び業務における感染拡大防止対策方針（～3/15まで）を各市町村、農林関係団体に情報提供（3/3）。
- 指定管理者（フォレストパークあだたら及び総合緑化センター）へ、利用者を特定の場所へ集めるイベントの自粛要請。
- 林業関係団体へ、「小学校等の臨時休校に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度の創設）及び雇用調整助成金制度」の周知について通知（3/5）。
- フォレストパークあだたらで開催予定の令和元年度福島県もりの案内人及び福島県グリーンフォレスターの認定書交付式（3/8）を中止。今年度の認定者には状況説明し、認定書を郵送。
- 農業短期大学校は、学生の海外農業研修（選択科目）ニュージーランド7日間（3月15日（日）～3月21日（土））を中止。

◆ 土木部

- 港・空港や公園、県営住宅等関係施設の利用者へ注意喚起。
- 小名浜港、相馬港で保安委員会を開催し関係者へ注意喚起。
- 道の駅設置自治体へ注意喚起。
- 部内出先機関へ県発注工事における作業従業員等に感染者が判明した場合の報告及び工事一時中止の措置について通知。また県の対応について各市町村及び建設業関係団体に情報提供。（2/28）
- 福島県発注工事及び業務における感染拡大防止対応方針（～3/15まで）を建設業関係団体に情報提供。（3/3）
- 工事現場における配置技術者が育児により現場を離れる必要がある場合、現場への常駐義務を緩和できる等（建設業法）の措置が国から示されたため、庁内各機関、各市町村及び建設業関係団体に周知。

◆ 出納局

- 指定金融機関及び収納代理金融機関に対し注意喚起。

◆ 教育庁

- 県立図書館、美術館等の社会教育施設における感染拡大防止の取組の徹底
- 学校における3月2日から春季休業の開始日までの臨時休業及び必要に応じた児童生徒の受入れ（2/28～）
- 不特定多数を参集するイベント等の中止（2/28～）
- 感染リスクに配慮した卒業式及び高等学校入学者選抜の実施（3/1～）
- 職員が通勤混雑を回避できるよう臨時的な時差出勤を知事部局と同様に実施（3/2～）
- 臨時休業中の公立小中学校・県立特別支援学校の児童生徒の状況に係る緊急調査結果の公表及び市町村教育委員会に対する健康

チェックや運動の推奨等に関する通知 (3/12)

- 児童生徒に対する学校の臨時休業に関する教育長メッセージの発出 (3/12)
- 公立小・中学校担当者を対象とした新型コロナウイルス感染症に関する研修会を開催予定 (3/16～3/19)

◆ **病院局**

- 各県立病院において、新型コロナウイルス感染疑い患者対応マニュアルを作成し、全職員で共有。
- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止。
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化。
 - ・職員・・・勤務前に検温を実施。(3/6～)
 - ・面会者・・・入院患者への面会の禁止・制限(3/9～)
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施。
- 通勤混雑に対する臨時的な時差出勤制度や、新型コロナウイルス感染が疑われる場合の服務取り扱いについて周知。(2/28)
- 学校等の臨時休業に伴う診療への影響等を集約し、勤務シフト等の変更を実施。(3/2～)

◆ **議会事務局**

- 職員の通勤混雑を回避できるよう臨時的な時差出勤を知事部局と同様に実施(2/28)。
- 傍聴者へ、傍聴時の咳エチケット等の感染予防対策を周知(2/21)。
- 傍聴者の手洗い徹底や咳エチケット励行を各会派へ要請するとともに、風邪症状のある方の傍聴を控えるよう周知(2/28)。

◆ **県警察**

- 県警ホームページにおける注意喚起(来庁時の感染防止、便乗した詐欺や悪質商法等)
- 警察施設における感染防止対策(消毒液設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃等)